

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律（令和4年5月27日法律第56号）附則第10条の規定に基づき、下記の間、公益財団法人熊本県農業公社において公衆の縦覧に供する。

1 縦覧の期間 令和6年 8月 13日 ～ 令和6年 8月 19日

2 農用地利用集積等促進計画・農用地利用集積計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地 (※同一地番は、期間借地によるもの)	貸借期間	
	年	月
長洲町大字清源寺字ナギ原54	5	
長洲町大字清源寺字ナギ原56	5	
長洲町大字清源寺字ナギ原57	5	